

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《ユニット型個室》

## (負担割合・1割)

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和5年6月1日 現在

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	929	971	2,950	1,845	5,766	172,980
	第3段階②			1,310	1,360	3,641	109,230
	第3段階①				650	2,931	87,930
	第2段階			820	390	2,181	65,430
	第1段階			820	300	2,091	62,730
要介護4	第4段階	862	900	2,950	1,845	5,695	170,850
	第3段階②			1,310	1,360	3,570	107,100
	第3段階①				650	2,860	85,800
	第2段階			820	390	2,110	63,300
	第1段階			820	300	2,020	60,600
要介護3	第4段階	793	828	2,950	1,845	5,623	168,690
	第3段階②			1,310	1,360	3,498	104,940
	第3段階①				650	2,788	83,640
	第2段階			820	390	2,038	61,140
	第1段階			820	300	1,948	58,440
要介護2	第4段階	720	753	2,950	1,845	5,548	166,440
	第3段階②			1,310	1,360	3,423	102,690
	第3段階①				650	2,713	81,390
	第2段階			820	390	1,963	58,890
	第1段階			820	300	1,873	56,190
要介護1	第4段階	652	681	2,950	1,845	5,476	164,280
	第3段階②			1,310	1,360	3,351	100,530
	第3段階①				650	2,641	79,230
	第2段階			820	390	1,891	56,730
	第1段階			820	300	1,801	54,030

- ※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
自立支援促進加算	医師の医学的評価を受け、支援計画を作成し、支援実行し、見直す	300	-	314
看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師1名以上配置	4/日	5	126
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18/日	19	565
科学的介護推進体制加算Ⅱ	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	53
精神科医療指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	6	157
ADL維持等加算	評価期間の中でADLの改善度合いが一定水準以上を評価する。	50	-	53
日常生活継続支援加算Ⅱ	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	48	1443
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	21

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	32	941
外泊時費用	月に6日間まで	246	257	1543(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	19	565
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	126	3762
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	42	1254

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に83/1000を乗じた金額	8.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に27/1000を乗じた金額	2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に16/1000を乗じた金額	1.6%

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給金が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《ユニット型個室》

(負担割合 2割)

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和5年6月1日 現在

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	929	1942	2,950	1,845	6,737	202,110
要介護4	第4段階	862	1801	2,950	1,845	6,596	197,880
要介護3	第4段階	793	1657	2,950	1,845	6,452	193,560
要介護2	第4段階	720	1505	2,950	1,845	6,300	189,000
要介護1	第4段階	652	1363	2,950	1,845	6,158	184,740

- ※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
自立支援促進加算	医師の医学的評価を受け、支援計画を作成し、支援実行し、見直す	300	-	627
看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師1名以上配置	4/日	9	251
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18/日	38	1129
科学的介護推進体制加算Ⅱ	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	105
精神科医療指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	11	314
ADL維持等加算	評価期間の中でADLの改善度合いが一定水準以上を評価する。	50	-	105
日常生活継続支援加算Ⅱ	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	96	2885
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	42

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	63	1881
外泊時費用	月に6日間まで	246	514	3085(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	38	1129
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	251	7524
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	84	2508

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に83/1000を乗じた金額	8.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に27/1000を乗じた金額	2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に16/1000を乗じた金額	1.6%

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給金が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。

# 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

## 利用料金表《ユニット型個室》

(負担割合・3割)

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和5年6月1日 現在

月額目安は以下の通りとなります。

### ①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	929	2913	2,950	1,845	7,708	231,240
要介護4	第4段階	862	2702	2,950	1,845	7,497	224,910
要介護3	第4段階	793	2486	2,950	1,845	7,281	218,430
要介護2	第4段階	720	2258	2,950	1,845	7,053	211,590
要介護1	第4段階	652	2044	2,950	1,845	6,839	205,170

- ※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

### ②入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
自立支援促進加算	医師の医学的評価を受け、支援計画を作成し、支援実行し、見直す	300	-	941
看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師1名以上配置	4/日	13	377
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18/日	57	1693
科学的介護推進体制加算Ⅱ	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	157
精神科医療養指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	16	471
ADL維持等加算	評価期間の中でADLの改善度合いが一定水準以上を評価する。	50	-	157
日常生活継続支援加算Ⅱ	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	144	4327
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	63

### ③該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	94	2822
外泊時費用	月に6日間まで	246	771	4628(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	57	1693
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	377	11286
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	126	3762

### ④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に83/1000を乗じた金額	8.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に27/1000を乗じた金額	2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に16/1000を乗じた金額	1.6%

### ⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給給付が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。